

個人宅への防犯機器等購入緊急補助事業

体感治安の悪化や防犯意識の高まりを踏まえ、防犯機器を設置・購入する世帯に対し補助をいたします。以下の項目をご確認の上、ご申請ください。

■受付期間

令和7年8月1日～令和8年2月28日(郵送での申請は消印有効)
(予算がなくなり次第受付終了)

※**令和7年4月1日**以降購入した防犯機器等は補助対象となります。

■対象者

台東区に住民登録があり、その住所に居住している方

※申請は、1世帯1回のみ

■申請は居住している世帯単位での申請となります。
共同住宅のオーナーや管理者からの申請は対象外となります。

■補助割合

購入・設置費用の4分の3

※付属品や録画関連の周辺機器は必要最小限度のものとしします。

※ポイント利用等の部分は対象になりません。

※1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てとなります。

■補助上限

1世帯当たりの上限額 60,000円

《補助金のイメージ》

例えば、80,000円の防犯カメラ一式を購入・設置した場合
補助金を申請し、交付決定されると…

➡60,000円(上限)が交付されます。(80,000円の4分の3)

➡20,000円が自己負担になります。

**【結論!!】80,000円の防犯カメラが自己負担20,000円で
購入・設置できます。**

**【注意!!】補助対象品目であれば合算も可能ですが、申請は1回
のみとなりますので、ご注意ください。**

なお、虚偽等の申請により本補助金の交付を受けた場合は、補助金の全部又は一部を返還していただきます。

■補助対象品目 (9種類)

- 防犯カメラ(録画機能付き)
 - インターホン(録画機能付き)
 - センサーライト
 - センサーアラーム
 - ドアスコープ用カメラ(録画機能付き)
 - 防犯性の高い鍵・補助錠
 - 面格子
 - 防犯フィルム
 - 防犯ガラス
- ※リース費用等は対象外です。

詳しくは
裏表紙を
ご覧ください

■申請方法

申請は、**郵送**又は**電子申請**となります。

区役所の窓口では受付しておりません。

申請書(誓約書兼同意書も)に①～⑦(⑥と⑦は
該当者のみ)の書類を添付のうえ、下記郵送先に
郵送、または電子申請にて、ご申請ください。

※申請書は、区ホームページからダウンロードしていただくか
区役所本庁舎、区民事務所・分室・地区センターで配布しています。

詳細はこちら



- ① **申請者の本人確認書類**(運転免許証・マイナンバーカードなどの氏名、住所、生年月日が記載された公的な証明書の写し)
- ② **領収書の写し**(防犯機器等の製品名(型番)、設置工事等の内容、その施工日又は購入日、支払金額、領収年月日、購入者の氏名(フルネーム)が記載された領収書(レシートは不可)その他書類の写し)
- ③ **施工後又は設置後の写真**(防犯カメラを設置した場合は、撮影している画角がわかる写真も必要)
- ④ **防犯機器等のカタログ等の写し**(防犯機器等の内容が確認できるカタログ、パンフレット、説明書等の写し)
- ⑤ **補助金の振込先の口座情報が確認できる書類の写し**(通帳、キャッシュカード等の写し等、金融機関名、支店名、口座番号などが記載されているもの)
- ⑥ 《**該当者のみ**》【賃貸住宅にお住いで、設置にあたり工事等が必要な場合】**承諾書※2**(所有者が防犯機器等の設置を承諾したことがわかる書類の写し)
- ⑦ 《**該当者のみ**》【共同住宅にお住いで、**専用使用権のついた共用部分※1**に工事等が必要な場合】**承諾書※2**(管理組合等が防犯機器等の設置を承諾したことがわかる書類の写し)

※1 **専用使用権のついた共用部分**とは、玄関扉・窓枠・窓ガラスなどが対象となります。廊下や階段などの共用部分に機器等を設置した場合は対象となりませんので、ご注意ください。

※2 承諾書の様式は自由ですが、ホームページに参考様式を掲載しています。

■郵送先 電子申請

郵送先(必要分の切手を貼付してください)

〒110-8615 台東区東上野4丁目5番6号
台東区役所 生活安全推進課 宛て

電子申請

右記の二次元コードを読み取り、案内に沿って
申請してください。

※申請は郵送または電子申請のみでの受付になります。
区役所の窓口では受付しておりませんので、ご注意ください。

電子申請は
こちらから



【受付期間】令和7年8月1日～令和8年2月28日(郵送での申請は消印有効)
(予算がなくなり次第受付終了)

問合せ 台東区危機管理室生活安全推進課 平日 9:00～17:00 TEL03-5246-1049(専用ダイヤル)